



大都生第 107-2 号  
平成 23 年 6 月 1 日

株式会社  
確認検査機構アネックス 様

大津市長 目片 信



大津市生活道路拡幅整備推進事業の協力について（依頼）

平素は、本市の建築行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既に周知させていただいているとおり、大津市では平成 23 年度より「大津市生活道路拡幅整備推進事業」を実施しております。

当該事業の実施に伴い、平成 23 年 7 月 1 日以降に「生活道路」(※)に隣接する敷地において建築確認申請を行う建築主には、その提出日の 30 日前までに、大津市と生活道路の「拡幅協議」を行っていただくことになります。

実質的には平成 23 年 7 月 1 日の 30 日前である同年 6 月 1 日から、建築確認申請前の「拡幅協議」が行われることとなりますが、拡幅協議が終了しましたら、市は建築主に対して「拡幅協議済通知書」を交付いたします。

このことから、指定確認検査機関におかれましては、同年 7 月 1 日以降に提出される建築確認申請において「拡幅協議済通知書」の写しの添付確認をお願い致したく存じます。

新たなご負担をお掛けすることになり申し訳ございませんが、何卒当該事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 お問い合わせ先 大津市 都市計画部 生活道路整備推進室  
TEL : 077-528-2768 FAX : 077-523-1505  
e-mail : otsu1317@city.otsu.lg.jp

2 注意事項

当該事業における「拡幅協議」と建築確認申請とはそれぞれ別の法令に基づく行為であることから、「拡幅協議済通知書」の未添付をもって、建築確認申請を受け付けないということではできませんのでご注意ください。

なお、このような案件がございましたら、申請受付後、生活道路整備推進室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(※)「生活道路」とは…

- ・建築基準法第 4 2 条第 2 項に規定する道路
- ・その他幅員 4 m 未満の道路で、複数の居住用の建物の敷地が隣接するもの

これらのうち、大津市道の認定を受けているものを当該事業における「生活道路」としてしています。